地域おこし協力隊定着率向上対策事業(クラウドファンディング型ふる さと納税を活用した起業等支援)事業プラン審査認定実施要領

## (通則)

第1条 この要領は、地域おこし協力隊定着率向上対策事業(クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援)実施要綱(以下「要綱」という。)第6 条の規定に基づき、事業プランの審査認定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

# (組織)

- 第2条 要綱第6条第1項に規定する地域おこし協力隊定着率向上対策事業(クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援)事業プラン審査認定委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号により組織する。
  - ① 地域おこし協力隊や起業等に関し見識を有する者 若干名
  - ② 知事が指定する職員

1名以内

### (審査基準等)

- 第3条 要綱第6条第2項に定める審査基準は、別表のとおりとする。
- 2 各事業プランの得点は、前項により得た委員ごとの得点の和とする。
- 3 委員会は、前項により得た各事業プランの得点の高い順に、予算の範囲内で、認 定事業プランの候補を決定するものとする。ただし、委員会において、不認定する ことが適当と認める事業プランについては、得点にかかわらず、認定事業プランの 候補にしないことができる。

## (審査方法等)

- 第4条 事業プランの審査方法は、事業プランごとに、次のとおり行うものとする。
  - ① 事業プラン実行計画書に基づき、実行者(法人にあっては代表者)が行うプレゼンテーション 15分
  - ② 委員による質疑応答 5分

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策 課において処理する。 (細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

評価項目	評価の視点	委員1名当た
		りの持ち点
地域との連携	地域資源の活用や、地域の関係者との円滑な連携な	10点
	ど、地域を巻き込んだ取組みとなっているか。	
地域への寄与	地域課題の解決や地域経済の発展などに寄与する取	10点
	組みであるか。	
モデル性	他の地域、隊員の参考となるようなモデル性のある	10点
	取組みであるか。	
継続性	一過性のものではなく、持続的、発展的に効果や実	10点
	績が発現・定着の見込みがある取組みであるか。	
創意工夫	事業実施や寄附募集に関して、隊員自らのアイデア	10点
	による、効果的かつ特筆すべき工夫が見られるか。	
その他の要素	上記のほか、定住への意識等、特筆すべき要素、優	10点
	れた要素等があれば加点。	
	計	60点
	μΙ	